

訴状

2008年3月11日

さいたま地方裁判所 御中

原告4名訴訟代理人

弁護士 喜田村洋一



当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償等請求事件

訴訟物の価額 金22,300,000円

貼用印紙額 金 89,000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、URLを「<http://www.geocities.jp/shibunhanbai/>」とするインターネットウェブサイトから、別紙の文章を削除せよ。
- 2 被告は、原告らに対し、各550万円及びこれに対する2008年3月3日から各完済に至るまで年5分の割合による金員をそれぞれ支払え。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 第2項について仮執行宣言

## 第2 請求の原因

### 1 当事者

(1) 原告株式会社読売新聞西部本社（以下「原告会社」という）は、日刊新聞の発行及び販売に係る業務等を目的とする会社であり、九州地区を中心として「讀賣新聞」を発行・販売している。

原告江崎徹志（以下「原告江崎」という）は、原告会社の社員であり、同社法務室の室長の地位にある。

原告長脇正裕（以下「原告長脇」という）は、原告会社の社員であり、同社販売局販売第二部次長の地位にある。

原告池本光男（以下「原告池本」という）は、原告会社の社員であり、同社販売局販売第二部次長兼販売第二部の地位にある。

(2) 被告は、フリージャーナリストであり、インターネット上で「新聞販売黒書」と称するウェブサイト（<http://www.geocities.jp/shibunhanbai/>）を主宰し、そこに自らの原稿を掲載している。

### 2 本件記事

(1) 被告は、2008年3月2日、自らが主宰する「新聞販売黒書」に、「臨時ニュース 読売・江崎法務室長らが訪店、改廃通告 異常行動を放置、渡邊会長の責任も重大」との見出しを有する記事（甲1。以下「本件記事」という）を掲載した。本件記事は、現在も、「新聞販売黒書」に掲載されている（但し、当初の見出し中の「臨時ニュース」の文字は削除されている。甲2）。

(2) 本件記事には、以下の記述が存在する。

①「臨時ニュース 読売・江崎法務室長らが訪店、改廃通告 異常行動を放置、渡邊会長の責任も重大」（甲1・見出し）

②「読売新聞・西部本社は1日、福岡県久留米市にあるY.C久留米文化センター前の平山所長に対して、明日2日から新聞の商取引を中止すると通告した。

現地の関係者からの情報によると、1日の午後4時ごろ、西部本社の江崎法務室長、長脇担当、池本担当の3名が事前の連絡なしに同店を訪問し、平山所長に取引の中止を伝えたという」（甲1・記事本文第1段落）

③「その上で明日の朝刊に折り込む予定になっていたチラシ類を持ち去った。これは窃盗に該当し、刑事告訴の対象になる」（甲1・記事本文第2段落）

### 3 原告らに対する名誉毀損

#### （1） 本件記事が一般読者に伝える意味

本件記事は、以下のような意味を一般読者に伝える。

- ・ 読売新聞西部本社は、2008年3月1日、読売新聞の販売店であるYC久留米文化センター前の平山所長に、新聞取引を中止すると通告した（①、②）。
- ・ この通告を行ったのは、読売新聞西部本社の江崎法務室長、長脇担当、池本担当の3名である（②）。
- ・ 読売新聞西部本社の江崎法務室長、長脇担当、池本担当の3名は、上記の通告後、YC久留米文化センター前から、3月2日の朝刊に折り込む予定となっていたチラシを持ち去った（③）。
- ・ 読売新聞西部本社の江崎法務室長、長脇担当、池本担当の3名によるチラシ持ち去り行為は、窃盗罪を構成する犯罪であり、刑事告訴の対象となる違法行為である（③）。

#### （2） 上記による原告らの社会的評価の低下

本件記事は、原告江崎、同長脇及び同池本の3名が行ったチラシ持ち去りは窃盗という犯罪を構成するとするものであるから、これが同人らの社会的評価を低下させることは明らかである。

また、本件記事は、原告江崎、同長脇及び同池本について、それぞれ原告会社の「法務室長」「担当」「担当」と明記し、かつ、上記のチラシ持ち去りが「読売新聞・西部本社が・・・新聞の商取引を中止すると通告した」後に行われたもの

であり、原告会社の業務の一環として行われたものであるとしている。このように、本件記事は、原告江崎、同長脇及び同池本による「窃盗」という犯罪は、原告会社の新聞販売店との契約解除という業務遂行に関連して行われたと報じるものであるから、これが、上記3名のみならず、その使用者であり、このような業務を遂行させた原告会社の社会的評価を低下させることも明らかである。

#### 4 本件記事の虚偽性

名誉毀損の成否とは別に、本件記事が報じる「窃盗」はすべて虚偽である。すなわち、原告会社がYC久留米文化センター前との新聞販売店契約を解除した後、同販売店にあったチラシ類を持ち去ったのは、原告江崎、同長脇及び同池本ではなく、新聞折込広告代理業等を営む株式会社読売西部アイエス（以下「読売西部アイエス」という）の社員である。

このチラシは、広告主が作成し、新聞に折り込んでもらうために読売西部アイエスに搬入し、これを読売西部アイエスがYC久留米文化センター前に搬入したものである。契約上、読売西部アイエスは、広告主に対し、これらのチラシを指定された日と地域の読売新聞に折り込み、新聞購読者宅に届ける義務を負っている。同社は、YC久留米文化センター前が原告会社との新聞販売店契約を解除され、3月2日以降、読売新聞が同店に搬入されない結果、これらのチラシを新聞購読者宅に配布することが不可能となったことを知り、広告主との契約を履行するため、チラシを同店から引き取ったものであり、正当な行為である。

さらに、読売西部アイエスの社員が、YC久留米文化センター前の平山所長に対し、読売西部アイエスがこれらのチラシを配布する責任を負っていることを説明し、その引き渡しを求めたところ、平山所長は、「持って帰つていいよ」と述べ、その引き渡しに同意したのであるから、チラシの占有がYC久留米文化センター前から読売西部アイエスに移転した点についても違法の問題は生じない。

このように、「窃盗」が成立しないのであるから、原告らの行為が刑事告訴の対象に

なることもありえない。

## 5 被告の責任

被告は、本件記事を執筆し、これをインターネット上で公表し、原告らの社会的評価を低下させ、また現在もその被害を拡大させ続けているのであるから、その侵害行為を中止する義務を負うと共に、原告らに生じた損害を賠償する責任を負う。

## 6 救済

(1) 原告は、読売グループの一員として、世界最高の発行部数を誇る日刊新聞を発行している報道機関であり、高い倫理を保持すると共に、社会的にも高い評価を得ている。

しかるに、本件記事によって、原告会社は、その社員に、業務遂行の過程で刑事告訴の対象となる窃盗という犯罪を行わせたとの誤解が広く社会に広まった。

(2) 原告江崎、同長脇及び同池本は、原告会社の社員として誠実に業務に従事し、相応の社会的評価をかちえてきたものであり、当然のことながら窃盗のような犯罪に手を染めたことがないにもかかわらず、本件記事によって、刑事告訴の対象となる窃盗という犯罪を実行したとの誤解が広く社会に広まった。

(3) 本件記事は、原告江崎、同長脇及び同池本が窃盗罪を犯したとするもので、同人らの人格権を著しく毀損する。さらに、本件記事は現在もインターネットに掲載されているため、同人らの人格権毀損という状態は現在も継続しており、これによる損害は今も拡大し続けている。したがって、原告江崎、同長脇及び同池本は、その人格権に基づき、本件記事の掲載差止めを求めることができるものであり、「新聞販売黒書」と題するウェブサイトから、本件記事中の別紙文章を削除するよう求める。

(4) 本件記事の掲載によって原告らに生じた損害は、本件記事の掲載差止めによつて回復されるものではない。したがって、被告に対し、原告らに生じた信用毀損・

名誉毀損に対する慰謝料の一部として原告一人当り 500 万円（合計 2000 万円）を支払うよう命じることが相当である。

(5) 原告らは、本訴の追行を弁護士に委任したが、その弁護士費用の相当額は本件不法行為と相当因果関係にある損害として、被告が負担すべきものである。その金額は、本訴の難易度や費消すべき時間などを勘案すれば原告一人当り 50 万円（合計 200 万円）が相当である。

## 7 結論

よって、原告らは、被告に対し、憲法 13 条、民法 709 条及び 710 条に基づき、現に行われている名誉権侵害行為を排除し（原告会社を除く原告 3 名について）、また本件記事の掲載によって原告らが蒙った損害を賠償させる（原告 4 名について）ため、請求の趣旨記載のとおり、本件記事の一部の削除及び損害賠償金の支払いを求め、併せて本件記事が「新聞販売黒書」に掲載された 2008 年 3 月 2 日の翌日である同月 3 日から各完済に至るまで民事法定利率である年 5 分の割合による遅延損害金の支払いを求めて本訴に及んだ。

## 附 属 書 類

1 証拠説明書	1 通
1 甲第 1 号証及び第 2 号証	各 1 通
1 訴訟委任状	4 通
1 資格証明書	1 通
1 訴額算定に関する上申書	1 通